

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和5年1月3日 16時00分ごろ
発生場所	愛知県美浜町西岸沖 野間埼灯台から真方位334° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 46.7' 東経136° 49.9')
事故の概要	プレジャーボートスーパーフィッシュは、北進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和5年1月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート スーパーフィッシュ、5トン未満（長さ8.21m） 240-24853愛知、株式会社グレートマリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損、養殖区画のロープに切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人6人を乗せ、鳥羽市生浦湾で昼食を終えて帰港することとし、名古屋港木場金岡ふ頭付近のマリーナに向け、美浜町西岸沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）沖側の黄色ブイ（海面上の高さ約2m）を右舷方に見て通過する予定で、約30ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長は、慣れた海域なので、ふだんと同様に黄色ブイが右舷船首方に見付けられると思い、目視により見張りを行っていたところ、左舷船首方約50mに本件施設沖側の黄色ブイを認め、本件施設に向かっていていることに気付いて左舵を取ったものの、本船は、本件施設に進入し、本件施設が損傷した。</p> <p>船長は、航行不能と判断して海上保安庁に通報し、来援した巡視艇等に友人と共に救助され、本船は、同艇に引き出され、風が強かったので船固めされたのち、翌日来援した船舶にえい航されてマリーナに到着した。</p> <p>船長は、本事故当時、操舵室前面のワイパーの動きが悪く、風浪によるしぶきで前方が見えにくかったので、同ブイに気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、GPSプロッターに記録された本件施設が設置されていない時期に航行した美浜町西岸寄りの航跡を見て針路を定め、その後同</p>

	<p>プロッターを見ていないので、本件施設寄りを航行していたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>本件施設は、漁業時期が毎年8月15日から5月15日までであった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.7mであった。</p>
分析	<p>本船は、操舵室前面のワイパーの動きが悪く、しぶきで前方が見えにくい状況下、北進中、船長が、GPSプロッターに記録された本件施設が設置されていない時期に航行した美浜町西岸寄りの航跡を見て針路を定め、ふだんと同様に目印の黄色ブイが右舷船首方に見付けられると思い、目視のみで見張りをを行いながら航行を続けたことから、本件施設寄りを航行していることに気付かず、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操舵室前面のワイパーの動きが悪く、しぶきで前方が見えにくい状況下、北進中、船長が、GPSプロッターに記録された本件施設が設置されていない時期に航行した美浜町西岸寄りの航跡を見て針路を定め、ふだんと同様に目印の黄色ブイが右舷船首方に見付けられると思い、目視のみで見張りをを行いながら航行を続けたため、本件施設寄りを航行していることに気付かず、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、しぶき等で前方が見えにくい場合、慣れた海域であっても、目視のみに頼ることなく、GPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこと。 ・ 船舶所有者は、ワイパーなど航海で使用する機器を整備すること。